

海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する 不正行為を防止するための基本方針

令和4年1月12日
海上保安大学校
競争的研究費不正防止委員会

海上保安大学校（以下「本校」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日、令和3年2月1日改正、以下「ガイドライン」という。）に基づき、競争的研究費の管理及び不正行為を防止に取り組むための基本方針を以下のとおり定める。

1 機関内の責任体制の明確化

ガイドラインにより要請される管理・監査を実現し、研究不正を根絶するため、「海上保安大学校における競争的研究費の管理に関する規則」（平成28年3月22日達第7号、以下、管理規則）に定められる責任体制を校内外に周知し、責任の所在・範囲等を明確にする。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

競争的研究費の適正な運営・管理のためには、当校すべての教職員において、不正が行われる可能性は常にあるという前提の下、遵守すべきルールを理解のうえ、「不正を起こさない・起こさせない」という不正を起こさせない組織風土の構築が、不正対策の適正な運営及び管理を実施するうえで基盤となる。この基盤を構築するため、競争的研究費の使用ルールの説明等を内容とするコンプライアンス教育及び外部研究機関で発生した不正事例の紹介や不正防止の取組事例紹介などを内容とし、不正防止意識を高揚させる啓発活動を計画的に行うとともに、各種事務担当部局に設置する相談窓口において、研究者等が管理規則等に則した事務手続きが実施されるよう、アドバイス等を積極的に実施する。また、競争的研究費の管理に関連する諸規定をホームページで公開し、ルール等の明確化・統一化を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

コンプライアンス教育及び啓発活動等の不正防止のための取り組みは、「不正防止計画推進室」（以下「推進室」という。）が策定する計画（以後、不正防止計画という。）に沿って実施する。不正防止計画は、取り組むべき項目や実施時期、回数などを具体的に明記し、ガイドラインにて指摘される不正要因や

監事又は監査室長等からの意見を踏まえ実効性があるものとする。また、計画は随時見直し、効率化・適正化を図る。

4 競争的研究費の適正な運営・管理活動

競争的研究費の執行は、「海上保安大学校競争的資金執行管理要領」及び不正防止計画に則し、会計事務担当部署と執行等事務担当部署が連携し、目的に合致しかつ実態があることを厳重に確認する。確認にあたっては、研究計画からの遅れや発注業者の偏り等にも留意し、不正の存在を執行前に把握するよう努めるとともに、後日のモニタリングや監査に備え、根拠書類をはじめとした記録を適正に保存する。

5 情報発信・共有化の推進

競争的研究費の適正管理・運用に関する諸規則及び不正防止に係る基本方針、各計画及び不正が発生した場合の対策等を校内外に公表周知し、校内での情報共有はもとより、外部関係機関に対しても当校の不正防止に対する取り組み姿勢及び体制に関する情報発信を行う。また、各部局に設置する相談窓口においては、校内のほか、外部の関係者からの問い合わせ等にも対応し、校内外と円滑な情報共有を図る。

6 内部監査・モニタリングの在り方

不正を防止することを目標とし、不正が発生する可能性等を考慮した実効性のある内部監査及びモニタリングを実施する。

内部監査は、最高管理責任者直轄組織である監査室が、年間計画に基づき中立的な立場で実施する。実施に際しては、上部機関を含めた外部識者からの意見を参考にする等、監査等の質の向上に留意するものとする。

モニタリングは、推進室が、計画の推進者として自ら執行状況の適正を確認するものとして実施し、年度内に複数回実施する。実施にあつては、監査室、監事等と連携し、実効性を担保しつつ効率的に実施する。

附 則

令和4年1月12日から施行する。